

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7（これらに含まれている（注）を含む）に示されている内容と取組方針および取組状況との対応関係

	実施・不実施	取組方針における該当箇所	取組状況における該当箇所
【顧客の最善の利益の追求】			
原則2	実施	原則2 お客様の最善の利益の追求	取組1、取組2
(注)	実施	原則2 お客様の最善の利益の追求（注）	取組1、取組2
【利益相反の適切な管理】			
原則3	実施	原則3 利益相反の適切な管理	取組3
(注)	実施	原則3 利益相反の適切な管理（注）	取組4、
【手数料の明確化】			
原則4	実施	原則4 手数料の明確化	取組5
【重要な情報の分かりやすい提供】			
原則5	実施	原則5 重要な情報の分かりやすい提供	取組5
(注1)	実施	原則5 重要な情報の分かりやすい提供（注1）	取組5
(注2)	非該当	複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することがないため	
(注3)	実施	原則5 重要な情報の分かりやすい提供（注3）	取組5
(注4)	実施	原則5 重要な情報の分かりやすい提供（注4）	取組5
(注5)	実施	原則5 重要な情報の分かりやすい提供（注5）	取組5
【顧客にふさわしいサービスの提供】			
原則6	実施	原則6 お客様にふさわしいサービスの提供	取組5
(注1)	実施	原則6 お客様にふさわしいサービスの提供（注1）	取組5
(注2)	非該当	複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することがないため	
(注3)	非該当	金融商品の組成は行わないため	
(注4)	実施	原則6 お客様にふさわしいサービスの提供（注4）	取組5
(注5)	実施	原則6 お客様にふさわしいサービスの提供（注5）	取組5
【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】			
原則7	実施	原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	取組6、取組7、取組8
(注)	実施	原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	取組6、取組7、取組8